

竹原市障害者計画

及び

第4期障害福祉計画

概要版



平成27年3月
竹原市

ご あ い さ つ



竹原市長 吉田 基

本市では、平成 17 年 3 月に「竹原市障害者計画」を策定し、障害のある人に対し、よりよい支援やサービスが提供されるよう、様々な障害者施策の推進に努めてきたところです。

この間、国においては、障害者基本法の改正、いわゆる障害者総合支援法、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定が行われる等、障害者施策は、目まぐるしく変化をしてきています。

こうした状況を踏まえ、このたび、本市では、障害者施策を総合的に推進することができ、分かりやすい構成となるよう、計画期間の満了を迎えた障害のある人の生活全般に関する施策や今後の方向性を示した「障害者計画」と、障害福祉サービスごとの具体的な数値目標や見込量等を定めた「障害福祉計画」の両計画を、一体化して策定することとしました。

本計画は、前計画のテーマである「ともに生きるやすらぎと支えあいのまち」を継承し、ノーマライゼーション、インクルーシブの理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重しあい、いきいきと安心した地域生活を送る社会構築を目指すため、市が取り組むべき施策や成果目標を定めるとともに、特に積極的な取組により事業を推進する、3つの重点プロジェクトを設定しています。

障害のある人が、自己選択と自己決定のもと、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、行政だけではなく、関係機関・団体や市民の皆様の障害や障害のある人への理解や相互に支えあう地域の存在が不可欠です。

計画実現のため、障害者自立支援協議会を中核として、保健・医療・福祉・教育・就労などといった関係機関・団体の皆様と連携しながら、計画を推進できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、御協力をいただきました障害者計画策定委員会及び障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメント等に貴重な御意見をいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年（2015 年）3 月

計画策定の背景

我が国では、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正や、障害のある人への差別を禁止する「障害者の権利に関する条約」への批准、「障害者の権利に関する条約」の発行など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害のあるなしにかかわらず互いに支えあい、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障害のある人やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成 26 年度で計画期間が終了する現行計画を改定し、新たに「竹原市障害者計画及び第 4 期障害福祉計画」を策定しました。

計画の対象

本計画の対象範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）及び難病患者等であって、その他心身の機能に障害がある人及び障害や社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

計画の期間

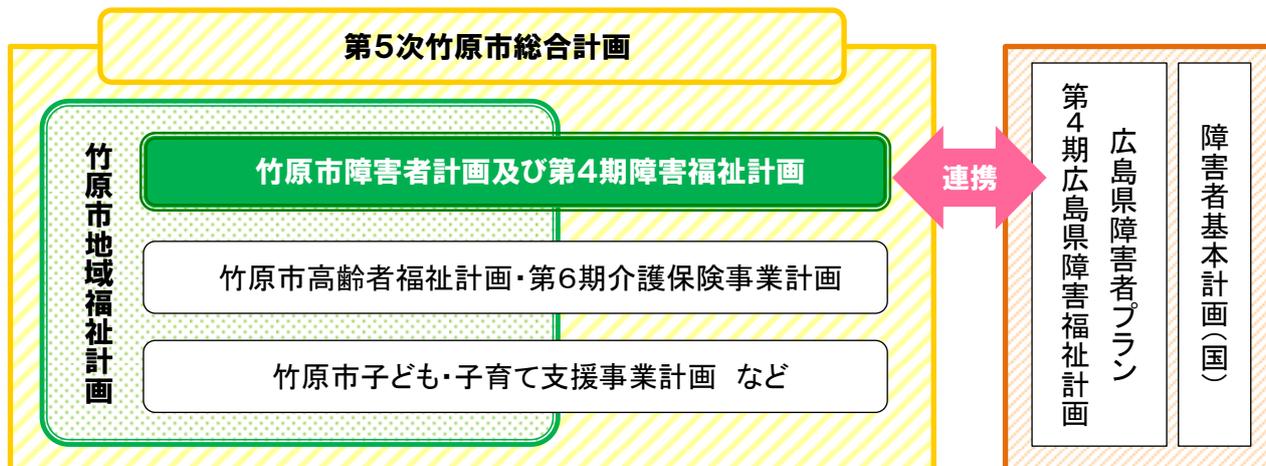
「竹原市障害者計画」は、平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間を計画期間とします。また、「第4期障害福祉計画」は平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間、次いで「第5期障害福祉計画」は平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

		(年度)									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
竹原市障害者計画	前計画(平成 16 年度～)						本計画				
竹原市障害福祉計画		第3期				第4期(本計画)			第5期		

計画の位置付けと役割

「竹原市障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。数値目標については、竹原市障害福祉計画において具体的な設定を行います。また、国や広島県の定める計画等の内容を十分に踏まえながら、「第5次竹原市総合計画」を上位計画とし、本市の他の関連計画との整合性を図り策定します。なお、国の障害施策等の動向や社会情勢の変化に応じて、計画の見直しを行っていきます。

「第4期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。



計画の基本理念

「インクルーシブ」と「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障害のあるなしにかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支えあいながら生活し、障害のある人に対する差別のない、合理的な配慮を行う社会を目指します。

また、「ユニバーサルデザイン」の考え方を施策推進の基本とし、障害のある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

インクルーシブ

「包み込む」という意味で、「包容する」「包摂する」「包含する」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、障害のあるなしにかかわらず一人ひとりが社会に受け入れられ、支援を受けられること。

ノーマライゼーション

障害のある人が障害のない人と同様の生活・権利などが保障されるように、環境整備を進めること。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々にある様々な特性や違いを越えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、まちづくりやものづくりを行っていかこうとする考え方。バリアフリーは現にあるバリア（障壁）を取り除くという発想で、ユニバーサルデザインは最初からだれにとってもバリアのない社会を目指していくという考え方。



計画の基本目標

本計画では、計画の基本理念を実現するために3つの基本目標を設定し、国の方針に沿って、次のような体系で総合的に障害者施策を推進します。

目標1 地域でいきいきと暮らすために

1-1 教育・育成，学習

- ① 乳幼児期の保育・教育の充実
- ② 学齢期教育・放課後対策の充実
- ③ 生涯学習の充実
- ④ スポーツ・レクリエーションの振興

1-2 雇用・就業

- ① 一般就労に向けた雇用促進
- ② 福祉的就労機会の充実

1-3 バリアフリーの普及

- ① バリアフリーのまちづくりの促進
- ② 情報のバリアフリーの推進
- ③ 移動サービスの充実

目標2 地域で安心して暮らすために

2-1 保健・医療

- ① 障害のある人や家族の健康づくりの促進
- ② 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見・早期治療，療育体制の確立
- ③ 地域リハビリテーションの充実
- ④ 障害者医療の充実

2-2 生活支援

- ① 在宅生活支援サービスの充実
- ② 地域生活への移行促進
- ③ 通所施設における生活訓練の充実
- ④ 経済的な支援
- ⑤ 相談体制の充実
- ⑥ サービスの質の向上及び人材の確保

2-3 生活環境

- ① 入所支援施設の充実
- ② 障害のある人が暮らしやすい住宅の確保
- ③ 防災対策の推進
- ④ 防犯・交通安全対策の推進

目標3 ともに支えあう地域社会の構築のために

3-1 権利擁護の推進及び差別の解消

- ① 権利擁護の推進
- ② 障害者差別の解消及び虐待防止対策

3-2 啓発・広報

- ① 啓発・広報活動の充実
- ② 福祉教育等の推進

3-3 地域福祉活動

- ① 地域福祉活動の推進
- ② 地域における交流機会の充実
- ③ ボランティア等の養成・確保

3-4 ライフステージに応じた支援

- ① ライフステージ移行支援体制の構築

重点プロジェクト

本計画では、基本目標の実現に向けて、それぞれの推進方向を定めるとともに、特に積極的な取組により、事業を推進していく必要がある以下のポイントを目標ごとに重点プロジェクトとして位置付けます。

目標1 ⇒

重点プロジェクト1 就労支援の充実

障害のある人の就労に当たって、企業への障害理解の促進や、継続して働き続けるための定着支援について、各支援機関と連携を図るとともに、移動サービスの充実などを進めます。また、福祉的就労に従事する障害のある人の自立を支えるための、工賃向上などといった取組について支援します。

目標2 ⇒

重点プロジェクト2 地域生活の支援

地域での生活が安定的に継続できるよう、障害のある人が暮らしやすい住居の確保、地域生活への移行促進、相談等のサポート体制の充実などについて、関係機関との連携を図りながら推進します。また、障害に関する理解を深め、地域での支えあいを進めます。

目標3 ⇒

重点プロジェクト3 ライフステージに切れ目のない支援

出生から乳幼児期、成人に至るまで、ライフステージが移っても切れ目のない支援を引き継げる体制を構築するため、サポートファイルの活用を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、療育機関などと連携を図ります。



障害福祉計画の推進



● 第4期障害福祉計画の目標値

障害福祉計画は、障害福祉サービス等及び地域生活支援事業に関する利用見込みを推計し、その提供体制の確保のため、地域基盤の整備についての方策を示したものです。

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則り、平成29年度に向けた3つの成果目標を定めます。



成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

◎ 平成29年度までに、福祉施設入所者の地域生活への移行を目指します。

	現状値	目標値
福祉施設入所者数	59人 (H25)	56人



成果目標2 障害者の地域生活の支援

◎ 平成29年度までに、地域生活支援拠点等を新規に整備します。

	現状値	目標値
地域生活支援拠点等	—	1か所



成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

◎ 平成29年度までに、一般就労移行者、就労移行支援事業利用者の増加を目指します。

	現状値	目標値
年間一般就労移行者数	2人 (H24)	4人
就労移行支援事業利用者数	14人 (H25)	23人

● 障害福祉サービス等

障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）、相談支援、障害児通所に係るサービスがあります。

◎ 訪問系サービス		
○ 居宅介護	○ 同行援護	○ 重度障害者等包括支援
○ 重度訪問介護	○ 行動援護	
◎ 日中活動系サービス		
○ 生活介護	○ 就労移行支援	○ 短期入所
○ 自立訓練	○ 療養介護	
◎ 居住系サービス		
○ 共同生活援助	○ 施設入所支援	
◎ 相談支援		
○ 計画相談支援	○ 地域移行支援	○ 地域定着支援
◎ 障害児通所に係るサービス		
○ 児童発達支援	○ 保育所等訪問支援	○ 障害児相談支援
○ 放課後等デイサービス	○ 医療型児童発達支援	

● 地域生活支援事業

地域生活支援事業には、次のような事業があります。

○ 理解促進研修・啓発事業	○ 成年後見制度利用支援事業	○ 手話奉仕員養成研修事業
○ 自発的活動支援事業	○ 意思疎通支援事業	○ 移動支援事業
○ 相談支援事業	○ 日常生活用具給付等事業	○ 地域活動支援センター事業

PDCAサイクルによる計画の推進

計画の中間評価として、PDCA（計画—実行—評価—改善）のサイクル分析・評価に基づき、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



竹原市障害者計画及び第4期障害福祉計画【概要版】

発行：広島県竹原市 市民生活部 福祉課
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
TEL：0846-22-7743 FAX：0846-23-0140
発行年月：平成27年3月

